

表 9 性別・年金加入種別別 被保険者数 (2008年3月、単位：万人)

	20-49歳				50-59歳					
	合計	男子	女子	合計	男子	女子				
合計	4,902	2,482	100.0%	2,419	100.0%	1,756	868	100.0%	889	100.0%
第1号	1,411	745	30.0%	666	27.5%	596	276	31.8%	320	36.0%
第2号	2,733	1,733	69.8%	999	41.3%	856	586	67.5%	270	30.4%
第3号	759	5	0.2%	754	31.2%	304	6	0.6%	299	33.6%

(注) 非加入者数は公表されていない。

(出所) 平成19年度公的年金財政状況報告 (社会保障審議会事務局年金数理部会)

本調査のサンプルの特徴は、一般的に学歴が高く、第1号被保険者は少なく、第2号被保険者が多い。また、50-59歳の女子では第3号被保険者の比率が高くなっている。本調査のサンプルは、インターネットのモニターに登録しているという条件のほかに、「ねんきん定期便」を保管しているという条件が加わっている。「ねんきん定期便」を保管している者の割合は、スクリーニング調査によると64.7%であり、3分の2弱である。サンプルの割り当ては、性別と年齢階級のみによっているため、サンプルにこのような偏りがあるということは、年金に興味があるグループは、第1号被保険者より第2号被保険者の方が、受給間近の女性では、第3号被保険者がより興味を持っていると考えることができる。

また、50-59歳のサンプルの第1号被保険者期間の延べ月数は57,458月、未納期間の延べ月数は5,014月であり、未納期間の比率は8.7%と極めて低くなっている。この比率には分母に免除期間等が含まれているため、いわゆる未納率よりは低い比率となるが<sup>8</sup>が、それを考慮しても明らかに未納率が低いこととなる。本調査の回答者の中で、加入期間(未納期間を除く)が25年に到達する見込みがなく、無年金が確実な者がわずかに1件にとどまっていること<sup>9</sup>を考えると、低年金や無年金になると想定される者は、「ねんきん定期便」を保管していないケースが多いのではないかと推測される。

### 2.3. 年金加入種別と就業状態の関係

公的年金制度の加入種別は、基本的に就業状態や雇用形態等により分かれており、いわゆる正社員は第2号被保険者、正社員でない勤め人や自営業者は第1号被保険者になるのが一般的である。しかしながら、職場で「正社員」と呼ばれていても第2号被保険者となっていないケース、自営業主でも第2号被保険者となっているケースもある。そこで、一般的に理解されている雇用形態と公的年金の加入種別をクロス集計したものが表10である。

<sup>8</sup> 仮に、全額免除や納付猶予の比率を26.5% (平成20年度における第1号被保険者の実績) とすると、いわゆる未納率は、11.8% (=8.7% ÷ (100% - 26.5%)) となり、平成21年度の未納率の実績(40.0%)より明らかに低い。

<sup>9</sup> 無年金が確実な者は、集計対象から除外した。

表 10 年金加入種別別・就業状態別 サンプル数（50～59 歳、記録なしなどを除く）

	合計	第1号	第2号	第3号
合計	726	215	321	190
自営業主	71	57	7	7
家族従業	20	15	3	2
正社員	243	10	231	2
パート	93	26	19	48
派遣社員	7	3	3	1
契約社員	38	8	29	1
業務請負	9	6	1	2
日雇い	4	1	1	2
求職中	55	18	24	13
無業	186	71	3	112

（出所）筆者集計

厚生年金に加入している会社、工場、商店などに常時雇用されている 70 歳未満の者は、厚生年金の被保険者（第 2 号被保険者）になると定められており、ほとんどの事業所（法人事業所と 5 人以上の従業員がいる個人事業所）は厚生年金の適用事業所となることから、正社員であれば第 2 号被保険者となることが一般的である。しかしながら、保険料負担を避けようとして制度に加入しない零細企業が増えている（いわゆる厚生年金の空洞化）ことなどから、今回の調査においても、第 2 号被保険者となっていないサンプルが少なからずみられた。一方、正社員でない場合でも、契約社員はかなりの割合で第 2 号被保険者となっており、パートでもかなりの人数が第 2 号被保険者となっている。自営業主についても、第 2 号被保険者となっているケースがある。したがって、非正規雇用・厚生年金の加入問題を検討する場合には、このような実態になっていることに十分留意する必要がある。

第 3 号被保険者は、第 2 号被保険者の被扶養配偶者であるが、無業・休職中は 125 人（65.8%）にとどまっており、およそ 3 分の 1 はパートなどで働いている。一方、第 1 号被保険者では、無業・休職中の者は 89 人（41.4%）と 4 割を超えている。第 3 号被保険者は、保険料を負担せずに満額の基礎年金を受給できる仕組みとなっているが、第 1 号被保険者は、保険料を完納した場合に初めて満額の基礎年金を受給できる仕組みである。所得が低い第 1 号被保険者には、保険料の免除制度や納付猶予制度が用意されているが、保険料の全額免除を受けた場合には高々 2 分の 1 の水準の基礎年金を受給できるのみである。納付猶予制度を受けた場合には、保険料を追納しない限り、老齢年金の算定対象とはならない。現役時代の保険料負担と老後の所得保障について、第 1 号被保険者と第 3 号被保険者の間で大きな格差があることに留意が必要である。

### 3. 1950年代生まれの所得格差と就業行動

#### 3.1. 1950年代生まれのプロフィール

本調査では、働き始めてから現在の年齢に至るまでの年金の加入記録や納付記録、標準の報酬の記録のほか、人生における重要なライフイベントが調査されており、引退間近の50歳以上のサンプル(1950 - 59年度生まれ)では、現役時代の主要な記録がすべて含まれている。また、50歳以上では、引退までの期間が短く、老後所得のほとんどを占める老齢年金の見込額がかなり高い確度で推定できることから、生涯の収支が個人単位でわかることとなる。そこで、本章では、この1950年代生まれに絞って生涯の収支の分布などを分析することとする。

まず、表2でみたように、有配偶率は男子で79.5%、女子で81.4%である。未婚の者の比率、いわゆる生涯未婚率は、この世代では男子13.7%、女子7.5%となっている。平均結婚年齢は男子29.7歳、女子26.4歳で、夫婦の年齢差は、男子が+2.7年、女子が-3.1年で女子の方が若干大きい。

平均子ども数は、未婚の者も含めた平均<sup>10</sup>で、男子が1.56人、女子が1.66人であり、この世代の平均子ども数は、すでに大きく2を割り込んでいることになる。第1子をもうけた時の年齢は、男子が30.7歳、女子が27.6歳であり、結婚後平均して1年程度で子どもが生まれたことになる。また、調査時点の末子の平均年齢は、男子が21.5歳、女子が24.3歳であり、平均的には成人していることになる。したがって、子どもが結婚や就職によってそろそろ独立を始める時期であるが、子どもと同居している者は475人(58.1%)と6割近くに上っている。また、子どもと別居している者は169人(20.7%)、子どもがいない者は173人(21.2%)となっている。

調査時点で親との同居している者は183人、同居率は22.4%となっている<sup>11</sup>。このうち、有配偶者(657人)で親と同居している者は129人、同居率は19.6%となっている。また、無配偶者(160人)で親と同居している者は54人、同居率は33.8%となっており、無配偶者の方が親との同居率は高い。

有配偶者について親との同居状況を見ると、結婚時から親と同居している者は41人(6.2%)、結婚時は同居したがその後別居した者が100人(15.2%)、結婚時は別居していたがその後同居した者が88人(13.5%)、結婚時から現在まで別居している者が414人(63.0%)であった。結婚後の同居の理由は、老親の健康不安(23人)や死別によって一人暮らしになったため(28人)が多く、孫の面倒を見てもらうためというのは6人と少なくなっている。孫の面倒を見てもらうケースでは、結婚時から同居しているものと思われる。なお、その他の理由としては、二世帯住宅の建築など、住居関連の理由が多くな

<sup>10</sup> 未婚を除くと、男女とも1.79人である。

<sup>11</sup> 老親が子どもと同居している比率ではないが、1950年代生まれの者の兄弟姉妹が2人程度とすると、この世代の親(70歳代から80歳代)の子どもとの同居率とおおむね等しくなる。

っている。この世代の両親は70歳代から80歳代と想定されるので、老親の健康不安が高まってきている時期に当たるが、別居を続けている者も多い。

50歳代は、まだ働き盛りであり、平均年収も高い。男子は、570.5万円、女子は、116.5万円となっている。この世代は、共働きがまだ少ない世代であり、男女差が大きくなっている。また、平均世帯年収は、男子が706.0万円、女子が693.9万円であり、かなり高い水準にある。一方、世帯の平均貯蓄は、男子が929.1万円、女子が1009.7万円となっている。これらの数字をみる限りにおいては、ゆとりがある生活というわけではないが、日々の生活に特に苦労しているということもないであろう。

第2号被保険者の将来の就業意欲については、男子は、正社員としては61.0歳まで、その後65.8歳まで働きたいと答えている。第2号被保険者の女子はサンプルが少ないが、やはり、男子と同程度の年齢まで働きたいと答えている。

最後に、65歳以降の老齢年金の平均受給見込額<sup>12</sup>については、男子が175.2万円、女子が93.2万円となっている。この世代は専業主婦がまだ多い世代であり、男女の年金額の差は大きいですが、昭和60年改正の基礎年金が導入によって女性の年金権が確立されたことにより、平均的には満額の基礎年金よりも高い水準の年金を受け取ることができる見込みとなっている。

### 3.2. 給付負担倍率の世代間格差

保険料の支払総額と給付の受給総額の比率で表される給付負担比率は、世代間格差の指標としてよく用いられている。厚生労働省（2009）は、昭和15年（1940年）以降生まれについて、一定の前提を置き、厚生年金と国民年金の給付負担倍率を示している。厚生年金については、同年齢の夫婦で、夫は20歳から60歳まで厚生年金に加入し、妻はその間専業主婦であると仮定し、夫婦二人分の年金と夫の保険料に基づいて算定している。また、国民年金は、20歳から60歳まで国民年金第1号被保険者で保険料を納付すると仮定、保険料・年金額とも一人分として算定している。厚生年金については、現実的な仮定ではないが、世代間の格差の指標としては、比較可能である。

表11は、その給付負担倍率を世代別にみたものであるが、厚生年金では1945年生まれが4.7倍、1985年生まれが2.3倍となっており、一方、国民年金では1945年生まれが3.4倍、1985年生まれが2.3倍となっており、いずれも大きな格差があることがわかる。ただし、これは、各世代の平均的な給付負担倍率であり、世代内において、個々人ごとにもっとも大きな格差が存在している。

---

<sup>12</sup> 厚生年金基金による代行給付を含む。3.3節において示す方法により推計した。

表 11 世代ごとの給付負担倍率

生年	厚生年金		国民年金
1945年	4.7	(3.9)	3.4
1955年	3.3	(3.1)	2.2
1965年	2.7	(2.7)	1.8
1975年	2.4	(2.4)	1.5
1985年	2.3	(2.3)	1.5

(注) 厚生年金のカッコ内の数値は、65歳以上の年金受給額に対する給付負担倍率である。

(出所) 厚生労働省(2009)『平成21年財政検証結果レポート』

### 3.3. 給付負担倍率の世代内格差

#### 3.3.1. 給付負担倍率に関する先行研究

年金に関する経済学的な研究としては、世代重複モデルや世代会計の考え方に基づく給付負担倍率の格差<sup>13</sup>に関するもの、マクロ計量モデルを用いた分析など、様々な研究が発表されているが、いずれもマクロデータを用いた分析であり、ミクロデータを用いた研究はほとんど見当たらない。これは、年金に関する詳しいミクロデータは行政データであり、一般の研究者にはその入手が現実的に不可能であること、国民生活基礎調査や全国消費実態調査などの統計調査データは、目的外利用申請をすれば利用可能ではあるが、ある特定の1年間の年金受給額や保険料納付額のみであり、ミクロレベルでの研究には十分なデータではなかったからである。

田近・金子・林(1996)などの研究を契機とした、公的年金の給付負担倍率の世代間格差をめぐる論争は、厚生年金の事業主負担分の帰属問題も含めて現在も続いており、厚生労働省も平成16年財政再計算結果に関する報告書や財政検証結果レポート(厚生労働省年金局数理課、2010)において、世代別の給付負担倍率の公式推計結果を公表しているが、いずれもマクロデータで可能な世代間の格差に留まっており、ミクロデータが必要な世代内の格差には踏み込んでいない。

#### 3.3.2. 生涯の保険料納付総額・年金受給総額の推計方法

ねんきん定期便では、保険料の総額と年金受給見込額が示されており、このデータを活用することによって、世代内の給付負担倍率の格差をみるのが可能になる。厚生労働省の仮定計算で用いられたような、厚生年金のモデルに該当する加入履歴等を持つ夫婦はほぼ皆無であり、国民年金のモデルについ

<sup>13</sup> たとえば、田近・金子・林(1996)は、世代ごとの厚生年金の給付総額と負担総額を分析し、それを均等させる保険数理的に公正な年金の提案に利用している。

ても、現実的には極めて少数である。そこで、本節では、1950年代生まれについて、現実の加入履歴に基づき、個人単位で、給付負担倍率の分布をみることにした。

年金制度は、現役時代に保険料を拠出し、老後年金を受給する仕組みであることから、保険料拠出と年金受給のタイミングで大きな時点差がある。このような大きな時点差がある場合は、長期金利を用いて、保険料の元利合計と年金受給額の割引現価を比較することが一般的であるが、厚生労働省では、長期金利の代わりに、賃金上昇率<sup>14</sup>を割引率として用いている。これは、世代間扶養を基本的な考え方として運営している公的年金制度では、賃金の一定割合の保険料拠出を求め、給付額も賃金水準の上昇を反映することが基本的な仕組みとなっており、世代別に給付と負担を比較するにあたっては、このような公的年金の基本的な仕組みの考え方に沿って、賃金上昇率を割引率として用いた方が望ましいとされているからである。そこで、厚生労働省と同様に、賃金上昇率を長期金利とみなし、給付負担倍率の算定を試みた。

ただし、本調査では、①各年度の4月のみの加入記録・納付状況・標準報酬が調査していること、②第2号被保険者のボーナスが調査されていないこと、③厚生年金基金による代行給付と免除保険料が調査されていないこと、④年金受給見込額は、調査時点の加入区分・納付状況・標準報酬のまま60歳まで継続加入した場合の額が計算されていること、⑤保険料納付見込額は調査時点までの納付総額であることなど、正確に算定するためには様々な制約条件がある。本試算では、60歳まで調査時点の加入区分・保険料納付状況・標準報酬で、継続加入するという前提とし、年金給付については65歳以降の給付のみを算定対象として、以下の方法により推計を行った。

### (1) 国民年金保険料

まず、各年度4月の加入・納付記録が当該年度において変わらなかったとして、2010年3月末までの保険料納付総額（名目額）の推計値（A1、(1)式）と厚生年金の標準報酬の再評価率（賃金上昇率に相当）で調整した2010年3月末時点の価格（A2、(2)式）を算定する。

$$A1 = \sum_t NP_{s(t)}(t) \times 12 \dots\dots\dots (1)$$

$$A2 = \sum_t NP_{s(t)}(t) \times 12 \times MP(t) \dots\dots\dots (2)$$

ただし、

$NP_s(t)$  :  $t$ 年度の国民年金保険料（月額、納付状況  $s$ ）

$MP(t)$  :  $t$ 年度の厚生年金の標準報酬の再評価率再評価率

$s(t)$  :  $t$ 年4月の国民年金保険料の納付状況（納付、未納、免除、納付猶予等）

次に、ねんきん定期便に記載された保険料納付総額と(1)式によって得られた保険料納付総額の推計値

<sup>14</sup> 正確には、標準報酬の再評価率（2009年度の賃金指数を1とした場合における各年度の賃金指数に相当）を用いて計算されている。

の比を(2)式に乗ずることにより、国民年金保険料納付総額の2010年3月末現在の価格(A3、(3)式)を算定する。

$$A3 = A2 \times \frac{C\_NP}{A1} \dots\dots\dots(3)$$

ただし、

C\\_NP : 調査時点までの国民年金保険料納付総額 (ねんきん定期便の記載事項)

60歳までの国民年金保険料の納付見込額(A4)は、調査時点において国民年金第1号被保険者の者について、(4)式により、60歳までの納付見込額を算定する。なお、国民年金保険料は、基本的に賃金上昇に応じて引き上げられることから、この合計額を2010年3月末時点の価格とみなした。

$$A4 = \sum_t NP_{s(2009)}(t) \times 12 \dots\dots\dots(4)$$

この結果、国民年金に加入してから60歳までの国民年金保険料の納付見込額の2010年3月末時点の価格PV\\_NPは、(5)式により得られることとなる。

$$PV\_NP = A3 + A4 \dots\dots\dots(5)$$

(2) 厚生年金保険料

まず、各年度4月の標準報酬が当該年度において変わらなかったとして、2010年3月末までの保険料納付総額の2010年3月末時点の価格(B2、(6)式)を算定する。総報酬制が導入された2003年度以降のボーナスは、標準報酬総額の30%とみなした。

$$B2 = \sum_{t < 2003} PR(t) \times EPI(t) \times 12 \times MP(t) + \sum_{t \geq 2003} PR(t) \times 1.3 \times EPI(t) \times 12 \times MP(t) \dots\dots\dots(6)$$

ただし、

PR(t) : t年4月の標準報酬

EPI(t) : t年度の厚生年金の保険料率 (男女別)

MP(t) : t年度の厚生年金の標準報酬の再評価率

次に、ねんきん定期便に記載された厚生年金の加入期間(第2号被保険者の月数)と厚生年金の標準報酬の記録数の12倍の比を(6)式に乗ずることにより、厚生年金保険料納付総額の2010年3月末現在の価格(B3、(7)式)を算定する。ねんきん定期便では、厚生年金基金加入期間中の免除保険料相当額が厚生年金保険料納付総額に含まれていないが、この補正により、免除保険料相当額を含んだ納付総額が算定される。

$$B3 = B2 \times \frac{D\_EPI}{N\_EPI \times 12} \dots\dots\dots(7)$$

ただし、

D\\_EPI : 調査時点までの第2号被保険者としての加入月数 (ねんきん定期便の記載事項)

N\\_EPI : 調査時点までの厚生年金の標準報酬の記録数

60歳までの厚生年金保険料の納付見込額（B4）は、調査時点において国民年金第2号被保険者の者について、(8)式により、60歳までの納付見込額を算定する。なお、厚生年金保険料は、基本的に賃金上昇に応じて上昇することから、この合計額を2010年3月末時点の価格とみなした。

$$B4 = \sum_t PR(2009) \times 1.3 \times EPI(t) \times 12 \dots\dots\dots (8)$$

この結果、厚生年金に加入してから60歳までの厚生年金保険料の納付見込額の2010年3月末時点の価格  $PV\_EPI$  は、(9)式により得られることとなる。

$$PV\_EPI = B3 + B4 \dots\dots\dots (9)$$

### (3) 生涯の保険料の納付見込額の2010年3月末時点の価格

公的年金に、調査時点の加入区分により60歳まで継続加入するものとする、生涯の保険料の納付見込額の2010年3月末時点の価格（*premium*）は、国民年金保険料と厚生年金保険料の合計であり、(10)式により、得られることとなる。

$$premium = PV\_NP + PV\_EPI \dots\dots\dots (10)$$

### (4) 基礎年金の受給見込額

基礎年金の65歳からの受給見込額は、原則として、ねんきん定期便の記載内容をそのまま用いたが、調査時点までに25年の保険料納付済期間等を満たしていない場合は、受給見込額が記載されていないため、60歳まで公的年金に加入するとみなして算定した年金額を用いた。なお、振替加算<sup>15</sup>は、配偶者の加給年金額の対象者かどうか判別できないことから、考慮していない。具体的には、(11)式により基礎年金額（*BP*）を算定した。

$$BP = 792,100 \times \frac{\sum_{t < 2010} NM(s(t)) + \sum_{t \geq 2010} NM(s(2009))}{40} + 2,400 \times NF \dots\dots\dots (11)$$

ただし、

$NM(s)$ ：保険料の納付状況（*s*）に応じた給付倍率。全額免除は8分の4（2008年度分までは6分の1）、4分の3免除は8分の5（同6分の3）、半額免除は8分の6（同6分の4）、4分の1免除は8分の7（同6分の5）。

$NF$ ：付加保険料の納付済年数（60歳までの納付見込みを含む）

### (5) 厚生年金の報酬比例部分の受給見込額（65歳以降）

ねんきん定期便に記載されている厚生年金の報酬比例部分の受給見込額は、厚生年金基金の代行部分

<sup>15</sup> 配偶者が受けている老齢厚生年金などに加算されている加給年金額の対象者になっている者が65歳到達すると、加給年金額が打ち切られるが、その代わりに、老齢基礎年金の額が加算される。これを振替加算という。年齢に応じて縮小されており、昭和41（1966）年度生まれ以降は加算されない。



が含まれていないため、そのまま用いることはできない。そこで、基礎年金の受給見込額の推計と同様に、2009年4月現在で厚生年金の加入者については60歳まで厚生年金に加入するとみなし、2009年度以前の加入履歴・標準報酬履歴を基礎として受給見込額（ER、(12)式）を算定した。ただし、経過的加算額<sup>16</sup>は、後述するように、ねんきん定期便に記載されている額をそのまま利用した。

$$ER = \left( \sum_{t < 2010} PR(t) \times MP(t) \times \frac{D\_EPI}{N\_EPI \times 12} + \sum_{t \geq 2010} PR(2009) \times MP(t) \right) \times 1.3 \times 12 \times \frac{7.5}{1000} \times 1.031 \times 0.985 \dots\dots\dots (12)$$

(6) 生涯（65歳以上）の年金の受給見込額の2010年3月末時点の価格

65歳から受給する公的年金の受給見込額は、基礎年金、報酬比例部分及び経過的加算額を加えたものである。生涯の受給見込額の2010年3月末時点の価格は、賃金上昇率を用いて割り引くことになるが、公的年金は、受給開始までは原則として賃金スライド、受給開始後は物価スライドされることから、受給開始後についてのみ、平成21年財政検証の経済前提における賃金上昇率と物価上昇率の差1.5%で割り引くこととした。受給期間は、男子は83.4歳まで、女子は88.9歳までとした。また、マクロ経済スライドにより、年金額が実質的に削減されるが、この削減率については平均して15%の効果があるものとした。具体的には、(13)式により、生涯（65歳以上）の年金の受給見込額の2010年3月末時点価格（benefit）を算定した。

$$benefit = (NP + ER + ADD) \times \frac{1 - v^n}{1 - v} \times 0.85 \dots\dots\dots (13)$$

ただし、

- ADD：経過的加算額（ねんきん定期便の記載事項）
- v：割引率 = (1 - 0.015)<sup>-1</sup>
- n：公的年金の受給年数（男子18.4年、女子23.9年）

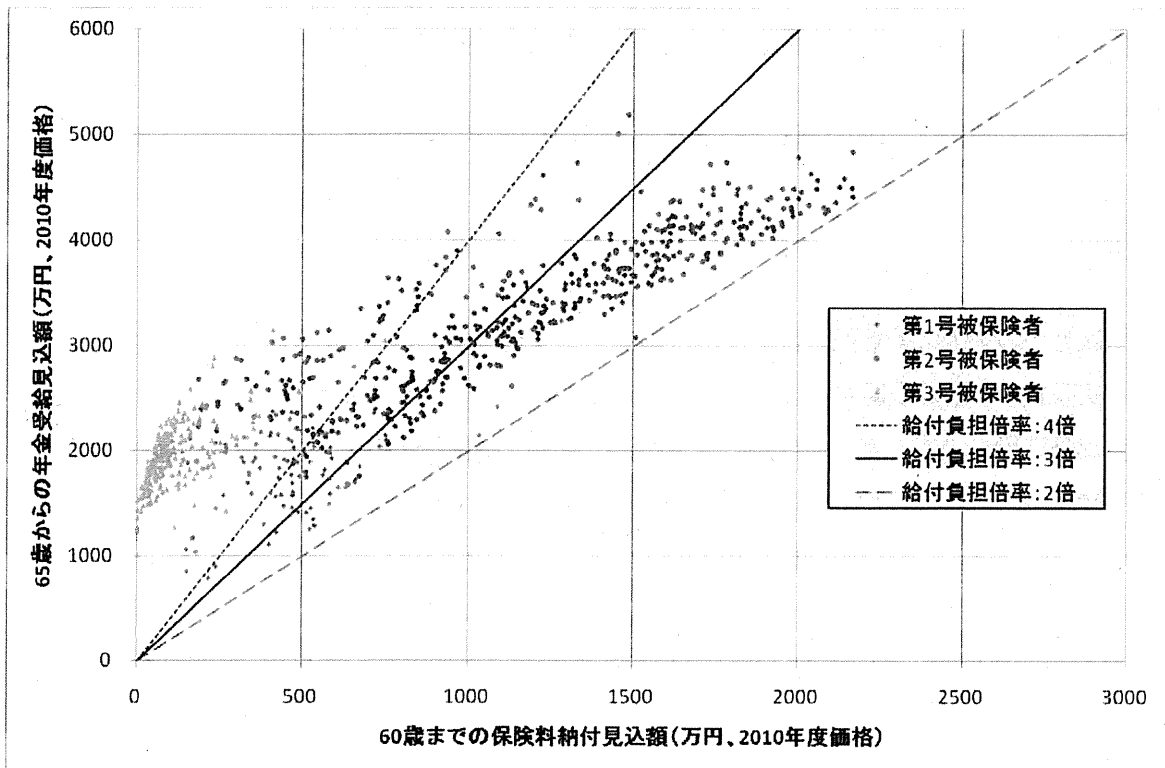
3.3.3. 給付負担倍率の世代内格差

図1は、生涯の保険料の納付見込額と年金の受給見込額（2010年度価格）の散布図である。図中、右上がりの直線は、それぞれ、給付負担倍率が2倍、3倍、4倍に対応するものである。また、現役時代の加入区分について、最も長い区分別に、四角、丸、三角のマークに分けてプロットしている。加入種別によって、保険料納付総額や年金受給総額あるいは給付負担倍率に大きな差があることが観察され

<sup>16</sup> 特別支給の老齢厚生年金を受けている者が65歳から受ける老齢基礎年金は、特別支給の老齢厚生年金の定額部分に代えて受けることになるが、当面は、定額部分の方が老齢基礎年金よりも高額になるため、その差額分を補うために、経過的加算額が支給される。なお、これは、厚生年金基金の代行部分には含まれない。

る。

図 1 保険料納付総額と年金受給総額（2010 年度価格）（1950 年代生まれ）



(出所) 筆者集計

第 2 号被保険者期間が最も長い者については、幅広く分布しているが、おおむね二つのラインに分かれている。上側のラインで比較的金額の低い部分に集中しているグループは年金受給期間の長い女子であり、下側のラインは、主に男子である。この男子のグループは、給付負担倍率が 2 倍と 3 倍の間に集中している。一方、女子のグループは、年金受給総額は少ないが、給付負担倍率では大半が 4 倍以上の部分に位置している。

第 3 号被保険者期間の最も長い者については、保険料納付総額は非常に低い水準に集中しており、年金受給総額は 2 千万円を若干下回るところに集中している。第 3 号被保険者は保険料負担なしで満額の基礎年金を受給できるが、保険料納付総額がゼロの者は多くはない。これは、結婚前に会社勤めをしていた者や結婚して専業主婦になった時に国民年金に任意加入していたことなどがその理由として考えられる。第 3 号被保険者制度が導入されたのは 1986 年度（これらの世代は 30 歳前後）であり、それ以前は、自分自身の年金を受給するためには、国民年金に任意加入して保険料を支払う必要があったからである。

第 1 号被保険者期間が最も長い者については、グラフの左下に集中しており、保険料納付総額・年金受給総額のいずれも第 2 号被保険者のグループに比べて少なくなっている。また、給付負担倍率は、2

倍から4倍超まで幅広く分布しているが、これは、免除期間のある者や第1号被保険者であった時期が異なることによるものと考えられる。免除期間がない者は給付負担倍率が低く、免除期間のある者は、第3号被保険者と同様に給付負担倍率は高くなっている。ただし、第1号被保険者は第3号被保険者と違って、保険料を納付しない限り満額の基礎年金を受給することができないため、第3号被保険者より保険料納付総額が多いにもかかわらず、年金額受給総額が少なくなっている。

#### 3.4. 民間企業の正社員（第2号被保険者）の所得格差

民間企業の正社員として就業してきた者については、第2号被保険者としてその給与所得が標準報酬としてすべて記録されている。一般に、これらの者は、給与所得以外の所得は少ないことから、本調査の標準報酬の記録と年金受給見込額を集計することによって、生涯の稼働所得と引退後の所得がおおよそ把握できることになる。そこで、本節では、集計対象をもっぱら第2号被保険者であった者（ここでは、第2号被保険者の加入期間が25年以上の者）に絞ることによって、サラリーマンの生涯の所得を分析することとする。ただし、本調査では、標準報酬の上限を超える者<sup>17</sup>については、結果的にトップコーディングになっていること、ボーナスが調査されていないため、この標準報酬の総額の30%をボーナスとみなしていることなどに留意が必要である。

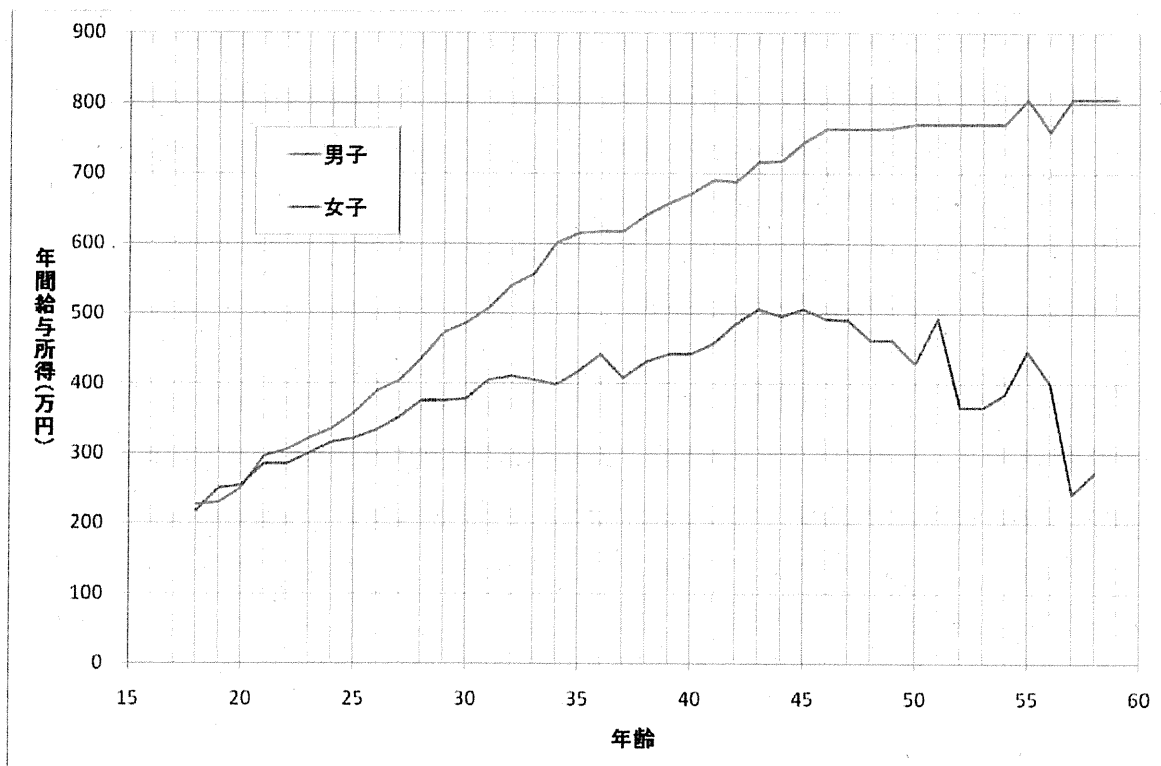
第2号被保険者としての加入期間が25年を超える者は、男子が430人中322人（74.9%）、女子が387人中36人（9.3%）であり、男子ではおおむね4人のうち3人がもっぱら正社員であったということになる。これに対して、女子は1割にも満たない状況となっている。この世代では、男子は、終身雇用の下で長期にわたって正社員を継続している一方、いわゆる男女雇用機会均等法以前の世代であり、女子が長期にわたり会社勤務を続けることが容易ではなかったことなどが影響していると考えられる。

まず、各年の標準報酬について、厚生年金の算定のための標準報酬の再評価率を用い、平成16年度価格に補正した上で、年齢別の中央値<sup>18</sup>を男女別に図示したものが図2である。年功賃金が明確に現れており、男女とも45歳くらいまでは上昇しているが、それ以上の年齢では男子は頭打ち、女子は低下している。女子は、長期勤務しても賃金が伸びないことを示している。また、男女の格差は、20歳代前半まではわずかであるが、その後徐々に拡大し、50歳代では女子は男子のおおむね2分の1程度となっている。

<sup>17</sup> 標準報酬の上限は、62万円であり、これをボーナスを含んだ年収に換算すると、967万2千円である。標準報酬の上限を超える者は、おおむね10%程度である。

<sup>18</sup> 標準報酬に上限があり、高年齢になるほど上限を超える者の比率が大きくなるため、中央値を用いた。なお、上限があるために、一般的な所得分布と異なり、高年齢では、中央値の方が平均値よりも高くなっている。

図 2 性別・年齢別・年間給与所得の中央値（1950年代生まれ）



(出所) 筆者集計

次に、20歳代、30歳代、40歳代、50歳代ごとに個々人の平均年間給与所得を計算し、その平均値、中央値、ジニ係数を比較したものが表 12 である。中央値が平均値よりも高くなっているが、これは、標準報酬に上限があるためである。また、この上限により、高年齢になるほど、ジニ係数が過小評価されることに留意が必要である。

表 12 年間給与所得及び年金見込額の平均値・中央値・ジニ係数（単位：万円）（1950年代生まれ）

	男子				女子			
	平均	中央値	ジニ係数	標本数	平均	中央値	ジニ係数	標本数
20歳代	397.5	391.4	0.101	322	325.4	324.4	0.122	36
30歳代	597.9	582.5	0.127	322	426.6	409.1	0.204	36
40歳代	708.0	723.3	0.129	322	501.9	511.5	0.229	36
50歳代	726.5	770.6	0.160	305	454.5	395.1	0.264	25
全期間	603.2	599.5	0.122	322	422.8	426.4	0.185	36
年金額	196.0	198.6	0.092	322	151.2	148.8	0.109	36

(出所) 筆者集計

全期間の平均所得のジニ係数をみると、男子では0.122、女子では0.185となっており、女子の方が同じ正社員でも所得格差が大きい。また、年代別にみると、男子では、20歳代0.101、30歳代0.127、

40 歳代 0.129、50 歳代 0.160 となっており、初任給の頃の格差は小さいが、年功賃金の下でも徐々に格差が拡大している。一方、女子も同様であり、20 歳代 0.122、30 歳代 0.204、40 歳代 0.229、50 歳代 0.264 となっている。なお、標準報酬に上限があるために、実際のジニ係数よりはかなり低く算定されているが、男子では 0.122 と極めて低く、この世代の正社員の間での給与格差は、かなり小さいものと考えてよい。

さらに、老後の公的年金の年金額をみると、男子が 196.0 万円、女子が 151.2 万円と現役時代の平均所得（男子 603.2 万円、女子 422.8 万円）と比べて、男子は 32.5%、女子は 35.8%となっている。これがいわゆる個人単位でみた場合における所得代替率である。実際には、被扶養配偶者（第 3 号被保険者）がいることが多いため、この配偶者の基礎年金 792,100 円を加えると、男子の年金額は夫婦で 275.2 万円であり、いわゆる所得代替率は 45.6%ということになる。この調査の回答者に高学歴者が多く、平均的な所得が高いことを考えてみても、現実の平均的な所得代替率<sup>19</sup>は、この世代でも 50%に遠く及ばないと見込まれる。

また、老齢年金の年金見込額のジニ係数をみると、男子は 0.092、女子は 0.109 となっており、現役時代の所得格差に比べて、かなり縮小している。これは、現行制度の年金額が完全な所得比例ではなく、基礎年金に報酬比例年金を加えたものという仕組みになっているため、所得格差を縮小させるような所得再分配機能が備わっているからである。

### 3.5. 民間企業の正社員（第 2 号被保険者）の所得の相対順位の変動

わが国は、年功賃金であり、同年齢であればあまり賃金の格差はないといわれてきた。近年はそのような傾向が徐々に崩れてきてはいるが、この世代は、まさにそのような時代を生きてきた世代である。実際、前節でみたように、正社員間の格差は小さく、男子のジニ係数は 20 歳代では 0.101、最も大きい 50 歳代でも 0.160 にとどまっている。

それでは、就職直後の 20 歳代における賃金の格差は、それ以降も維持されるのであろうか。いいかえると、同一世代内の賃金の相対的な位置（順位）に変動はあるのであろうか。その変動の大きさをみるために、20 歳代、30 歳代、40 歳代及び 50 歳代の賃金分布の順位相関係数をみたものが表 13 である。なお、この賃金の分布は、前節と同様、標準報酬の再評価率を用いて 2010 年度価格に補正して順位づけをしている。

---

<sup>19</sup> 厚生労働省が示している所得代替率は、40 年夫婦として加入した場合における仮想的なもの（所得代替率の最大値）であり、現実の平均的な所得代替率は、これよりもかなり低いのが実態である。

表 13 年代別標準報酬の順位相関係数（男子）（1950 年代生まれ）

	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代
20歳代	1.000			
30歳代	0.707	1.000		
40歳代	0.539	0.796	1.000	
50歳代	0.422	0.627	0.843	1.000

（出所）筆者集計

20 歳代とそれ以降の年代の順位相関係数をみると、30 歳代とは 0.707、40 歳代とは 0.539、50 歳代とは 0.422 であり、20 歳代の賃金の相対順位は、年齢を重ねるごとに大きく変動していったことがわかる。20 歳代と 30 歳代を比較しても、決定係数は 50%にも満たない水準であり、30 歳代の賃金の相対順位への影響度もそれほど大きくなかった。これに対して、30 歳代と 40 歳代、40 歳代と 50 歳代の間の順位相関係数は、それぞれ、0.796、0.843 であり、相対順位の変動は必ずしも小さくないものの、この頃の相対順位はその後もある程度引き継がれていたことがわかる。

このように、この世代では、年功賃金が明確に現れており、正社員間では世代内の賃金格差は小さい。しかしながら、賃金の相対順位は年齢を重ねるごとにかなり変動しており、必ずしも固定化していない。その結果、年金額算定の基礎となる全期間の平均賃金の格差は小さくなり、結果として、年金額の格差も、さらに小さくなるものと見込まれる。

### 3.6. 国民年金保険料の納付行動

国民年金の第 1 号被保険者は、自ら加入手続きをし、保険料を自分で支払う必要がある。そのため、加入手続きをしない者や保険料の納付をしない者がある程度発生することは避けられない。しかしながら、保険料の納付率<sup>20</sup>は年々低下を続け、2009 年度には 59.98%と、ついに 60%割れに至ってしまった。厚生労働省が目標としている水準は 80%であるが、目標水準には遠く及ばない状況にあり、国民皆年金としては危機的な状況にあるといえる。これらの者は、将来、年金が受給できなかつたり、低い水準の年金にとどまったりすることが懸念される。

本調査の回答者は、ねんきん定期便を保管している者であり、老後の年金受給額や保険料の納付に対する意識は高いと考えられるが、保険料の納付が義務であるにもかかわらず、60 歳まで保険料の納付を続けるとしている者はそれほど多くはない。この国民年金保険料の納付意欲別の人数とこれまでの納付状況をまとめたものが表 14 である。納付意欲については、「ずっと納付するつもりである」、「年金の受給資格が得られる 25 年まで納付し、その後は納付しないつもりである」、「国民年金保険料を納付するつ

<sup>20</sup> これは、保険料免除・納付猶予を除いた者についての納付率であり、第 1 号被保険者のうち、実際に保険料を納付している者の割合は 50%を大きく下回っている。

もりはない」、「国民年金の保険料は免除（猶予）されており、今後も免除（猶予）を受けるとつもりである」、「わからない」の5つの選択肢を用意した。

**表 14 第1号被保険者の保険料納付意欲（1950年代生まれ）**

	対象人数	第1号期間（月）	未納期間（月）	未納比率
合計	277	36,297	2,601	7.2%
納付継続	178	25,191	1,037	4.1%
25年まで納付	15	2,310	563	24.4%
納付しない	4	200	20	10.0%
免除・猶予	37	3,825	341	8.9%
不明	43	4,771	640	13.4%

（出所）筆者集計

対象となった第1号被保険者277人中、ずっと納付するつもりであると答えている者は178人(64.3%)にとどまっている。これに対して、受給資格が得られる25年まで納付するとしている者は15人(5.4%)、納付しないとしている者は4人(1.4%)、免除または納付猶予を受ける予定の者は37人(13.4%)であり、わからないとする者は43人(15.5%)となっている。また、これまでの保険料納付状況を保険料納付意欲別にみると、ずっと納付を続けるとしている者は未納率が極めて低くなっているが、それ以外の者の未納率はかなり高くなっている。過去の納付状況が今後の保険料納付意欲に大きく関連していることがわかる。

次に、年代別の保険料の納付状況をみたものが、表15である。これは、第1号被保険者の期間がもっとも長い者101人について、各年代において未納期間がある者となない者<sup>21</sup>に2分割し、すべての期間について納付している者（完納者）の比率を比較したものである。20歳代でこの完納者の比率がもっとも低く、30歳代と40歳代で高くなっていた。ただし、最も高い40歳代と20歳代では10ポイント程度の差にとどまっており、納付状況に大きな差は見られなかった。

**表 15 年代別の保険料の納付状況（1950年代生まれ）**

	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代
総数	79	96	91	92
すべて納付	58	78	77	71
未納あり	21	18	14	21
完納者の比率	73.4%	81.3%	84.6%	77.2%

（出所）筆者集計

<sup>21</sup> 正確には、各年4月の保険料納付状況がすべて「納付」となっている者である。

それでは、若いころの保険料の納付状況がその後の保険料納付にどの程度影響していたのであろうか。表 16 は、表 15 と同様に、各年代において未納期間がある者とない者に 2 分割し、年代間のファイ係数<sup>22</sup>を算定したものである。20 歳代とその後の年代のファイ係数は小さく、20 歳代において未納があったかどうかは、その後の保険料納付に大きな影響を及ぼしていない。一方、30 歳代とその後の年代のファイ係数はかなり大きく、30 歳代において未納があったかどうかは、その後の保険料納付にかなり影響を及ぼしていたことがわかる。

**表 16 ファイ係数（未納期間がある者とない者に 2 区分した 2×2 分割表）（1950 年代生まれ）**

	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代
20歳代	1.000			
30歳代	0.317	1.000		
40歳代	0.195	0.606	1.000	
50歳代	0.250	0.581	0.574	1.000

（出所）筆者集計

なお、年代別の納付状況を比較する際には、当時の公的年金制度に関する国民意識との違いに留意する必要がある。たとえば、1950 年代生まれが 20 歳代の時期は、まだ高度成長の名残がある 1970 年代、福祉元年（1973 年）という言葉がはじめて使われた時期である。当時は年金受給者も少なく、公的年金の重要性が十分に理解されていなかったこともあって、保険料水準は低かった<sup>23</sup>が、必ずしも納付意欲は高くなかったと考えられる。学生や専業主婦は任意加入であり、未加入者も多い時代であった。昨今は、公的年金の重要性は認識されているが、様々な不信感から国民年金の納付率が低下している。納付状況の比較に当たっては、こうした時代背景も十分に留意する必要がある。

### 3.7. 男子の結婚行動と女子の就業行動

#### 3.7.1. 配偶関係の状態別にみた第 2 号被保険者の比率

近年、非正規雇用の増加により、婚姻率が低下しているとの指摘がある。実際、第 6 回 21 世紀成年者縦断調査（厚生労働省）によると、平成 15 年から 19 年にかけて結婚した者（平成 15 年の年齢は 20～34 歳）は、男子が 21.7%、女子が 27.3%であるが、男子は雇用形態によって大きな格差があり、正規雇用では 24.0%、非正規雇用では 12.1%となっている。一方、女子については、雇用形態による婚姻率の格差は見られないが、配偶関係によって正規雇用の比率が大きく異なっている。すなわち、結婚・出

<sup>22</sup> クロス集計表（2×2 分割表）におけるピアソンの積率相関係数に相当する。

<sup>23</sup> たとえば、1973 年度の国民年金保険料は月額 550 円、2011 年度は月額 15,020 円である。



産によって、継続就業が困難になる状況は依然として改善していないということも指摘されている。そこで、本節では、このような行動が 1950 年代生まれについても観察されるかどうか、本調査で得られたパネルデータを用いて確認することを試みた。

本調査でパネルデータとなっているのは、就業形態ではなく、国民年金の加入区分である点に留意が必要である。第 2 号被保険者には正規雇用のほかパートや契約社員等の一部が含まれていることから、正規雇用とそれ以外という雇用の安定性という観点での区分でなく、医療保障や老後の所得保障の手厚さの違いによる区分<sup>24</sup>である。また、配偶関係については、現在の配偶関係のほか、結婚した年齢、配偶者と離婚または死別した年齢を調査していることから、年齢ごとの配偶関係がパネルデータになっている。すなわち、

- ① 調査時点で未婚の者は、すべての年齢で「未婚」
- ② 調査時点で有配偶の者は、結婚年齢以下では「未婚」、結婚年齢以上では「有配偶」
- ③ 調査時点で離死別の者は、結婚年齢以下では「未婚」、結婚年齢以上離死別年齢以下では「有配偶」、離死別年齢以上では「離死別」

と識別することが可能である。加入区分は、各年 4 月の状態であるため、婚姻関係の状態とは最大で 1 年の誤差がありうるが、人生にとって重要なライフイベントであることから、記憶違いは少ないと考えられ、パネルデータとして十分に分析可能なものと考えられる。

表 17 は、男子サンプル 430 人と女子サンプル 387 人について、年齢階級ごとの配偶関係の状態別に、第 2 号被保険者の比率を比較したものである。ただし、各年齢階級の間で婚姻関係に変化がありうるので、ここでは延べ人数を用いて比率を算定している。

まず、男子について、未婚と有配偶の第 2 号被保険者の比率を比較すると、20 歳代前半では未婚者の方の比率がかなり低くなっている。これは未婚者には学生が多く含まれているためと考えられる。20 歳代後半から 30 歳代前半については、両者の比率はほぼ同じであり、結婚適齢期において、第 2 号被保険者であるかどうかは婚姻率には大きく影響しなかったようである。もっとも、1950 年代生まれが 30 歳代であった時期は 1980 年前後であり、まだ非正規雇用の形態が少なかった時代であることがその要因と考えられる。ただし、30 歳代後半以降は、年齢が高くなるほど両者の比率の差が顕著になっており、最終的に未婚として残っている者、いわゆる生涯未婚者には、第 2 号被保険者でない者が多いと考えられる。

女子については、学生の影響がない 20 歳代後半以上についてみると、未婚と有配偶では第 2 号被保険者の比率に大きな格差が観察される。これは、この世代の女子にとって、結婚後や第 1 子出産後、正規雇用として就業を続けることが困難であったことを示している。また、未婚の女子にとっても、40 歳代

---

<sup>24</sup> ただし、第 2 号被保険者の約 8 割（表 10 より、一時的な求職中や無業を除いて算定）は正社員であり、雇用の安定性も確保されている。

後半以降は第 2 号被保険者の比率が大きくなり下がり、女子にとっては、現役期間中、正規雇用として就業を続けることが困難であることを示していると考えられる。

表 17 性別・配偶関係別・年齢階級別・第 2 号被保険者の比率（1950 年代生まれ）

	男子				女子			
	総数	未婚	有配偶	離死別	総数	未婚	有配偶	離死別
総数	69.3%	50.6%	85.8%	68.3%	25.7%	43.5%	13.8%	55.4%
15 - 19	7.5%	7.5%			8.9%	8.9%	100.0%	
20 - 24	43.2%	41.9%	87.5%		56.0%	58.6%	36.8%	100.0%
25 - 29	87.5%	87.3%	88.1%		36.6%	68.2%	16.0%	45.5%
30 - 34	88.9%	88.7%	89.1%		21.7%	69.3%	10.9%	60.5%
35 - 39	88.8%	85.5%	89.8%	85.7%	20.7%	69.2%	12.7%	58.0%
40 - 44	86.2%	74.3%	88.9%	73.3%	23.5%	74.3%	15.0%	71.7%
45 - 49	79.2%	53.5%	84.2%	72.0%	22.0%	65.4%	14.4%	59.4%
50 - 54	74.7%	48.0%	79.4%	62.9%	16.6%	43.1%	11.8%	41.8%
55 - 59	68.2%	47.2%	72.0%	60.0%	11.8%	38.1%	8.1%	27.7%

（出所）筆者集計

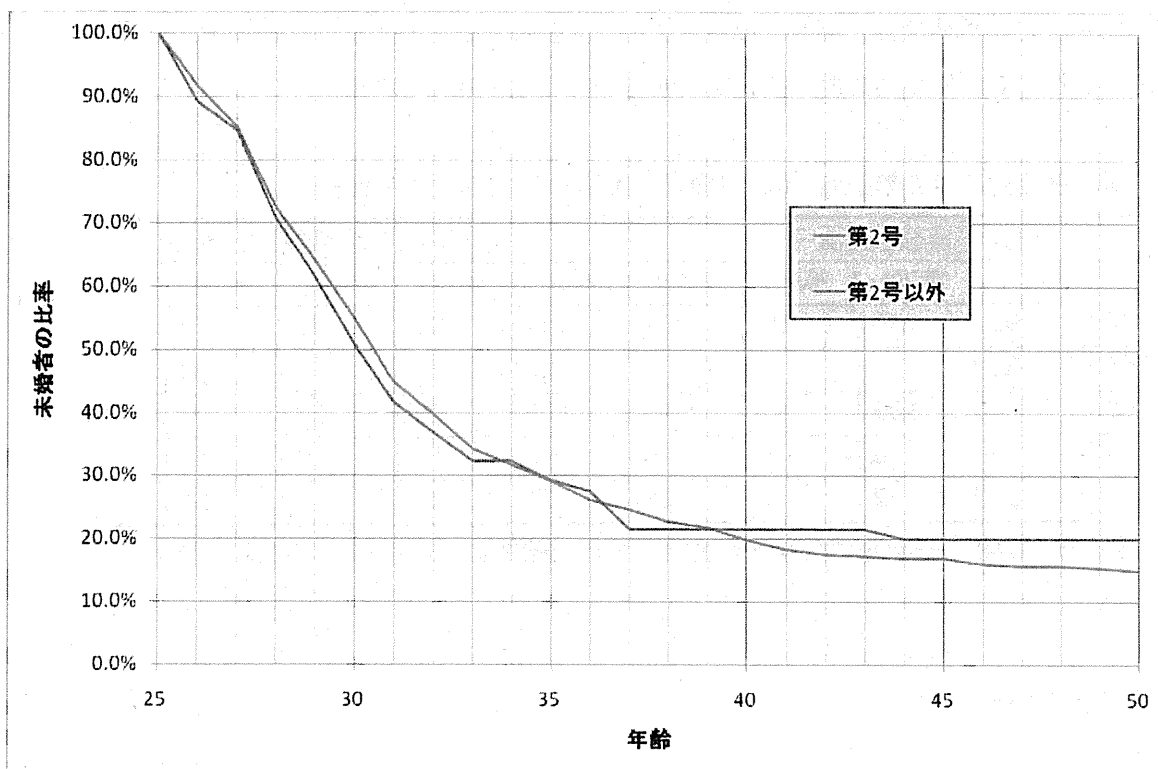
### 3.7.2. 男子の結婚行動

一般的に、男子の結婚行動（初婚）は、雇用形態によって大きな違いがあるとの指摘がなされているが、1950 年代生まれの男子にそのような傾向はあったであろうか。3.7.1 節では、第 2 号被保険者の比率について、未婚者と有配偶者の比較を行ったが、大きな差は見られなかった。図 3 は、この傾向をより明確に示すために、25 歳時点で未婚であった者について第 2 号被保険者とそれ以外に区分し、未婚者の比率が年齢の上昇に従って低下していく様子を比較したものである。

未婚者比率の低下の様子は、第 2 号被保険者かどうかにかかわらず、ほとんど同じ水準・形状を示している。すなわち、25 歳時点<sup>25</sup>で第 2 号被保険者であったかどうかについては、その後の結婚にほとんど影響を与えていないことがわかる。この世代が結婚適齢期だった 20 歳代から 30 歳代は、1970 年代から 80 年代であり、非正規雇用の形態は少なく、また失業率も低かったことが大きく影響していると考えられるが、この世代では、男子の結婚行動に対して、厚生年金の加入者であるかどうかは大きな影響を与えていなかったものと推察される。

<sup>25</sup> 学生の影響を除去するため、ほとんどの者が卒業している 25 歳時点を基準とした。

図 3 25 歳時の年金加入種別別にみた未婚者の比率の低下 (1950 年代生まれ・男子)



(出所) 筆者集計

### 3.7.3. 女子の就業行動

一般的に、女子の正規雇用としての就業は、結婚や第 1 子の出産によって中断されるとの指摘があるが、1950 年代生まれの女子については、そのような傾向はどれくらい見られたであろうか。3.7.1 節では、第 2 号被保険者の比率について、未婚者と有配偶者の比較を行ったところ、大きな差が見られることが観察された。表 18 は、この影響をより詳細に分析するため、結婚または第 1 子出産前後の年金加入区分の変化をみたものである。ただし、ここでは、結婚年齢などに 1 年程度の誤差がありうることから、結婚または第 1 子出産の前年と翌年の年金加入区分の変化をみている。

本調査によると、女子が第 2 号被保険者を 2 年間継続する確率<sup>26</sup>は、平均して、20 歳代で 69.1%、30 歳代で 82.3%、40 歳代で 83.6%と推定される。20 歳代で継続確率が低くなっているのは、この時期に結婚や第 1 子の出産が行われたからと考えられる。なお、男子では、この継続確率は 98%程度であり、いったん正社員として就職したのちは、ほとんどが継続して正社員として就業していたことになる。

表 18 によると、結婚の前年が第 2 号被保険者であった者 258 人のうち、翌年も第 2 号被保険者であった者は 139 人であり、就業継続確率は 53.9%である。一方、第 1 子出産の前年に第 2 号被保険者で

<sup>26</sup> 20 歳代で第 2 号被保険者であったもので、2 年後も第 2 号被保険者である確率。サンプルをプールした延べ人数でこの確率を算定した。

あった者 173 人のうち、翌年も第 2 号被保険者であった者は 27 人であり、就業継続確率は 15.6%となっている。すなわち、この世代では、結婚・出産により、大多数が正社員としての継続就業を断念していたことになる。とりわけ、第 1 子出産の影響は大きかったことが現れている。

表 18 結婚・第 1 子出産前後の年金加入区分の変化 (1950 年代生まれ・女子)

	結婚を経験した女子					第 1 子出産を経験した女子				
	総数	第 1 号	第 2 号	第 3 号	非加入	総数	第 1 号	第 2 号	第 3 号	非加入
総数	358	99	158	22	79	314	116	31	72	95
第 1 号	48	35	7	4	2	67	45	2	15	5
第 2 号	258	54	139	16	49	173	57	27	29	60
第 3 号	0	0	0	0	0	17	0	0	17	0
非加入	52	10	12	2	28	57	14	2	11	30

(注) 表側は、結婚または第 1 子出産の前年の年金加入区分、表頭は、その翌年の年金加入区分である。

(出所) 筆者集計

### 3.7.4. 有配偶女子の就業行動

前節で、この世代の女子が第 2 号被保険者としての就業を中断は、結婚よりも第 1 子出産がきっかけになることが多いことを確認した。そこで、結婚後の第 2 号被保険者としての就業継続の状況について、何が影響しているか、ロジスティック回帰による分析を試みた。ここでは、有配偶女子の第 2 号被保険者のデータをすべてプールし、統計解析用のソフトウェアは、JMP8.0<sup>27</sup>を用いた。被説明変数は、第 2 号被保険者としての就業継続の有無、説明変数は、年齢<sup>28</sup>、親同居の有無<sup>29</sup>、本人の学歴<sup>30</sup>、夫の学歴<sup>31</sup>、標準報酬<sup>32</sup>、第 1 子出産の有無<sup>33</sup>である。

推定結果は、表 19 に示すとおりである。これらの説明変数のうち、有意な変数は、夫の学歴、標準報酬、第 1 子出産の有無であった。両親との同居は、5%水準では有意ではなかったが、パラメータが（就業中断に対して）マイナスとなっており、両親との同居は就業継続にプラスに働いている。また、本人の学歴ではなく、夫の学歴が就業継続に強く影響していたことは、もしかしたらこの世代の特徴かもしれない。樋口・岩田（1999）は、家計経済研究所のパネルデータ（主として 1960 年代以降生まれ

<sup>27</sup> JMP はパラメータ推定値の合計がゼロとなるよう推定が行われるので、結果表をみる場合、この点に留意が必要である。

<sup>28</sup> ここでは、連続変数として取り扱った。

<sup>29</sup> 親同居の有無は、[1]同居、[2]別居、である。

<sup>30</sup> 本人の学歴は、[1]中学・高校、[2]短大・高専、[3]大学・大学院、である。

<sup>31</sup> 夫の学歴は、[1] 中学・高校・短大・高専、[2]大学・大学院、である。

<sup>32</sup> 再評価率を用いて実質的な賃金に変換した上で、連続変数として取り扱った。

<sup>33</sup> 第 1 子出産の有無は、[1]第 1 子出産あり、[0]第 1 子出産なし、である。